

令和8・9年度

石川庁舎等清掃業務委託契約書（案）

うるま市役所

令和8・9年度石川庁舎等清掃業務委託契約書（案）

石川庁舎等における清掃業務委託について、うるま市長 中村 正人（以下「発注者」という。）と 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○（以下「受注者」という。）との間において、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、石川庁舎等に関する清掃業務等を受注者に委託し、受注者はこれを受託し、誠実に履行するものとする。

2 受注者は、発注者の指示に従い、かつ仕様書に基づき清掃業務等を実施しなければならない。

（清掃の対象施設）

第2条 本契約の対象施設は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

（履行期間）

第3条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本契約代金は、総額 金○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○○円）月額 金○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○円）とする。

2 発注者は、前項に定める委託料を適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。

3 発注者は、本契約締結後、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、上記消費税額は変動後の税率に従って計算され、合計金額は本体金額に変動後の消費税額を加算した額を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

(費用負担)

- 第6条 清掃等に使用する機器、資材、消耗品等は、すべて受注者の負担とする。ただし、衛生消耗品、清掃等に要する水、電力等は発注者の負担とする。
- 2 庁舎間の移動等に要する車両の提供および、事故等による運転者の補償については、受注者の負担とする。

(作業員)

- 第7条 受注者は、第1条の清掃を行うため、常時清掃作業員（以下「作業員」という。）を3人配置（石川庁舎内日常清掃 1名、3施設（本庁舎東棟・西棟、石川庁舎）内外の美化清掃 2名）し、庁舎等の清潔保持に努めなければならない。

(作業員の服務)

- 第8条 受注者は、作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた作業員は清掃作業に従事させてはならない。
- 2 受注者は、発注者に対しあらかじめ作業員の登録をし、それ以外の作業員を清掃作業に従事させてはならない。
- 3 受注者は、庁舎等において、一見して受注者の作業員であることが判明できるよう常に一定の制服及び名札を着用させなければならない。
- 4 受注者は毎月、業務の履行が完了したときは速やかに発注者に対し、業務報告書等を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第9条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

- 第10条 受注者は、業務委託の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書の場合、受注者は、当該第三者に対してこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、発注者に対し責任を負うものとする。

(損害賠償)

- 第11条 受注者は、作業員が清掃業務遂行中に発注者の建造物、器物（第三者の所有に係る展示物等を含む。）等を、滅失若しくは、毀損したとき、又は発注者に損害を与えたときは受注者の負担において、発注者の指定する期日までに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。なお受注者は、契約解除によって生じた受注者の損害について発注者に請求することは出来ない。

(1) 受注者が正当な理由なくこの契約の全部、又は一部を履行しないとき、又は

契約期間内に履行の見込みがないとき。

- (2) 受注者がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 受注者が銀行取引を停止されたとき。
 - (5) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。
- 2 前項に規定する事項に該当し、当該契約の解除に至った場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を市長が定める期限までに市に納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において第5条第1項に規定する契約保証金の納付が行われているときは、当該契約保証金を違約金に充当できるものとする。

(受注者の業務従事者の災害に対する処置)

第13条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の作業員の災害について、全責任をもって措置し発注者は、なんら責任を負わない。

(秘密の保持)

第14条 受注者及び受注者の作業員は、本契約履行期間中及び履行期間終了後においても、発注者の全ての業務内容に関して知り得た事項について、秘密保持を厳守しなければならない。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第15条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度 円

令和8年度 円

令和9年度 円

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 円

令和8年度 円

令和9年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(協議事項)

第16条 発注者及び受注者は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義及び定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、双方協議して決定するものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関して生じた双方間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(紙契約の場合)

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約の場合)

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にちにかかわらず、発注者及び受注者が合意した次に掲げる日にちから効力を有するものとする。

令和 8年 月 日

発注者 住 所 うるま市みどり町一丁目1番1号

氏 名 うるま市長 中 村 正 人

受注者 住 所

氏 名